

緑化面積の算定

緑化面積は、次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合は、どちらか一方の面積を緑化面積とします。植栽は、道路に面した部分に重点的に配置するものとします。

区分		算定基準	備考
既存樹木		水平投影面積	・樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。
新規樹木 (みなし 樹冠面積)	高木	高さ 4.0m 以上	14m ²
	中木	高さ 2.5m 以上 4.0m 未満	8m ²
	低木	高さ 2.5m 未満	4m ²
生垣		延長 × 幅	・葉が触れ合う程度に列植していること。
緑化の区画 (専ら緑化のために区画した土地の部分)		区画した土地 の面積	・縁石等で区画し、区画内が一体的に樹木、地被植物等により植栽されている場合、その区画面積を対象とします。
地被植物による緑化		地表を覆った 面積	・地表を覆う植物。地表を覆った部分の面積とします。
壁面の緑化		延長 × 1m	・立ち上がった、又は、傾斜した壁面が緑化されたもの。傾斜した壁面の緑化については水平投影面積とします。

緑化やその算定における留意点

上記以外の緑化に関するものについては、協議してください。

外構工事が伴わない建築行為等の場合、保存する樹木で緑化面積を算定してください。

つる性植物は、低木として扱います。壁面に沿って植栽されている場合は、壁面緑化として取り扱います。

樹種が中高木でも、2.5m未満に低く刈り込んで使用する場合は低木として、また、生垣として使用する場合は生垣として取り扱います。

いずれも維持管理が十分なされることを前提として算入します。

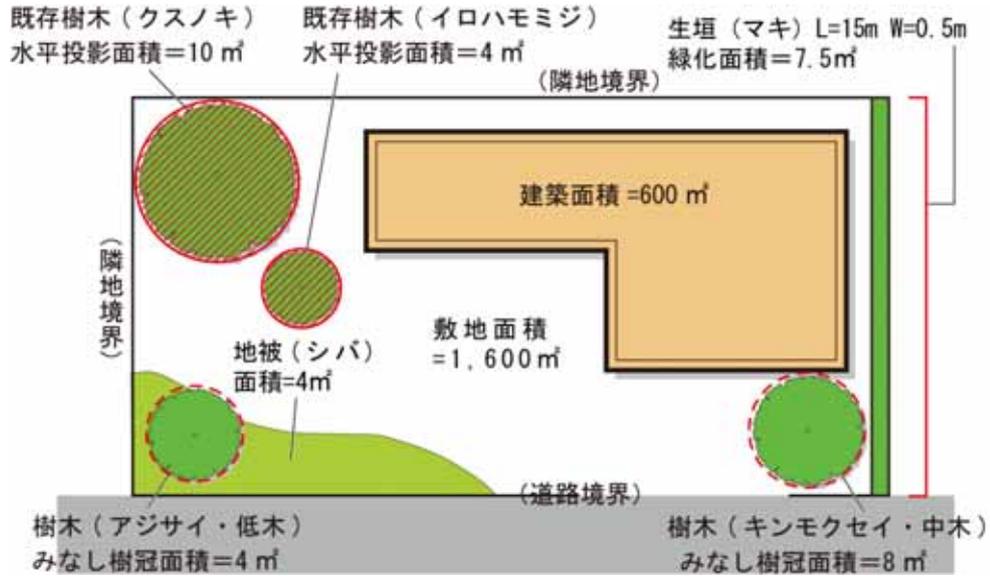
樹木の水平投影面積と地被植物の地表を覆った面積等が重なる場合は、重複しての算入はできません。

バルコニー、出窓やその下部(水平投影部分)の植栽については、緑化面積に算入できません。

添付図書の配置図について

- ・樹木等の位置、種類、高さ及び本数を記入してください。
- ・新規、既存がわかるようにしてください。

緑化面積算定記入の例



既存樹木	種類	数量	水平投影面積		緑化面積	
	クスノキ	-	x	10	m ²	=
イロハモミジ	-	x	4	m ²	=	4 m ²
	-	x		m ²	=	m ²
小計						14 m ²

新規(中木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積	
	キンモクセイ	1 本	x	8	m ²	=
	本	x	8	m ²	=	m ²
	本	x	8	m ²	=	m ²
小計						8 m ²

新規(低木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積	
	アジサイ	1 本	x	4	m ²	=
	本	x	4	m ²	=	m ²
	本	x	4	m ²	=	m ²
小計						4 m ²

生垣	種類	延長	幅		緑化面積	
	マキ	15	m	x	0.5	m
		m	x		m	= m ²
		m	x		m	= m ²
小計						7.5 m ²

地被植物	種類	数量	地表を覆った面積		緑化面積	
	シバ	-	x	4	m ²	=
	-	x		m ²	=	m ²
	-	x		m ²	=	m ²
小計						4 m ²

緑化面積合計	合計の緑化面積が 37.5 m ²				37.5	m ²
--------	------------------------------	--	--	--	------	----------------

基準敷地面積 = 敷地面積 - 建築面積等	1600 m ² - 600 m ²				1000	m ²
-----------------------	--	--	--	--	------	----------------

緑化率 = 緑化面積 / 基準敷地面積 × 100	37.5 m ² ÷ 1000 m ² × 100				3.75	%
---------------------------	---	--	--	--	------	---

小計の時点で小数点第2位未満切り捨て

緑化率は3.75%